

# リニア建設は違法

「ストップ・リニア！訴訟スタート」集会を10月30日、参議院議員会館で開催。訴訟を来春予定と、マスコミで報道されました。



集会冒頭で、沿線7都県、11の市民団体による「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」の川村晃生共同代表が挨拶。

「電磁波のデータは×印がしてあって公開されていない、トンネル工事による水涸れ、捨て場のない残土問題、環境影響評価(環境アセスメント)も資料調査のみ、また採算が取れないこともあきらかな状態です。

こうしたJR東海の不誠実、理不尽さ、これは違法と言えるもので、これらの問題を、裁判を通じて明らかにしていきたい」と、訴訟を提起するに至ったこれまでの経緯について話しました。

今回の裁判は、国土交通相を相手として、国による事業実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟となりますが、JR東海の極めて情報開示がない、ずさんな環境アセスを国が認めたことを争うので、裁判の過程でJR東海のリニア事業の欠陥や住民無視の姿勢を明らかにすることになります。

次いで関島保雄弁護士は、リニア訴訟の意義と主な争点について説明。

「リニアは新幹線整備法の趣旨にも反しており、環境アセスも違法な状態だ。この建設は違法と言える」。また、国を相手にすることなので国民的理解、支援が必要であることを呼び掛けました。

千葉商科大学大学院の橋山禮治郎元教授からは残土問題について「国は相模原市に捨て場問題を投げた。責任主体も決めずに進めている。国の施策として問題にされるべきだ。」と発言しました。

## 来春には提訴へ

今回の集会は、来春を目途に東京地裁に提訴する態勢づくりの実質的なスタートです。原告になれる人は限られています。昨年12月、行政不服審査法に基づき、認可取り消しを求める5,048人分の異議申し立て書を国交省に提出しました。異議申し立て後、6ヵ月を経過して同じ目的(工事認可の取り消し)の訴訟を起す場合は、異議申し立て者しか原告にならないのです(前置主義)。

そこで、異議申し立て者のうち1,000人をめどに原告を募っていきます。また、沿線各地でも、募集した異議申し立て人の2割は原告になってもらいたいと考えています。

## 南アルプストンネル12月着工?

JR東海は10月27日、山梨県早川町で説明会を開き、南アルプストンネルを、この12月に着工し、2025年秋ごろに終了を目指す計画を明らかにしました。説明会は町民70人が参加しましたが、報道陣には非公開です。

これまでも東京で「着工」との報道がありましたが、JR東海は、「祈願祭であり着工ではない」と語っていました。今回が工事の始まる意味で実際の「着工」ということになるのかもしれませんが、既成事実を積み上げて計画を進めて行く方策と見えます。

リニア問題を明らかにし、計画を止めるための手段として裁判は避けられません。

懸樋哲夫(リニア・市民ネット東京)

安全基金キャンペーン「考え方(110)」を広げよう  
リニアをやめ 東京—新大阪の料金を半額に